

毛利貞齋『重改論語集註俚諺鈔』について ——引用諸註を中心として

青木 洋司

江戸期において『論語』需要は爆発的に高まり、様々な著作が作成された。これらの頂点には伊藤仁齋『論語古義』、荻生徂徠『論語徴』が見出されるとしても、これまで必ずしも重視されていない著作群も存在する。それらは、國字解、訓蒙、諺解、俚諺などを書名に冠し、漢字假名交じり、圖入り、和文の形式であり、初學者や講義を試みる人々を始めとする廣範な讀者層を対象とする。これらを『論語』訓蒙書」と假稱し、研究を進めている。

江戸期『論語』訓蒙書に含まれる毛利貞齋『重改論語集註俚諺鈔』は『漢文叢書』第一冊（博文館、一九一三）に、中村惕齋『論語示蒙句解』は『漢籍國字解全書』第一冊（早稻田大學出版部、一九二六）にそれぞれ収められ、讀者を獲得している。江戸期のみならず、『論語』解釋史においても、これらの訓蒙書は裾野として價値を有するだろう。

本稿は『論語』訓蒙書研究の端緒として、毛利貞齋『重改論語集註俚諺鈔』を取り上げ、引用諸註との關係を検討する。底本は家藏の正徳五年（一七一五）板行本とした。¹⁾

なお、本稿は國學院大學大學院特定課題研究「江戸期『論語』訓

蒙書の研究」及び日本學術振興會、科學研究費、基盤研究（C）領域番號19K00061「江戸期『論語』訓蒙書の基礎的研究」の研究成果の一部である。

一、毛利貞齋と四書關連著作

はじめに『重改論語集註俚諺鈔』（以下、『論語俚諺鈔』と略）の著者の毛利貞齋を確認したい。貞齋の生没年は不明であり、著作の板行年から、その大凡の活動時期が分かるのみである。傳記資料は少なく、南山道人『諸家人物誌』（寛政十二年・一八〇〇板行）に次のように見える。

名ハ瑚珀、字ハ虚白、貞齋ハ號ナリ。浪花ノ人。京師ニ舌講ス。諸書俚諺鈔ヲ著シテ、梓行スルニ、皆自ラ筆ス。其敦厚ナルヲ見ベシ。著述甚ダ富ミテ、業、宇遯庵ト雁行ス。²⁾（卷上、儒家部、原文に句讀點無し）

京都で講義を行っていたこと、諸書の俚諺鈔を著し、その業は宇都宮遯庵と雁行したことを挙げる。『諸家人物誌』では、この傳に

續けて、貞齋の著作を三十二種擧げる。

このうち、四書に關連する著作は三種である。第一は元祿五年（一六九三）板行の『孟子井田辨』である。³これは漢字假名交じり文で井田を論じた著作である。第二は元祿一二年（一六九九）板行の『正文大綱四書俚諺鈔』（以下、『正文大綱』と略）である。これは漢字假名交じり文で頭書の部分に四書の經文のみを解釋した著作である。第三は本稿で検討する正徳五年（一七一五）板行の『四書集註俚諺鈔』である。これは經文のみならず、『論語集註』の註釋部分も含め、解釋した著作である。

二、『論語俚諺鈔』に關する先行研究

『論語俚諺鈔』を含む『四書集註俚諺鈔』の研究は少ない。そのなかで、特徴、對象讀者には先行研究が存在する。第一の特徴には辻本雅史の研究が存在する。辻本氏は次のようにいう。

∴。明代四書學の註疏類を（漢文のまま）適宜引用して、解釋の根據を明示している。総じて明代四書學をふまえた集註テキストへの詳細な注釋・解説書の體裁となっている。∴。『四書集註俚諺鈔』に引用された註疏等の書目を列記すれば、以下の通り。『大全』の諸註、蔡虛齋『蒙引』、『知新日録』、張侗初『四書演』、『或問』、『語類』、倪士毅『輯釋』、許白雲『通義』、『陳紫峰』『淺說』、林希元『存疑』、馬漢宗『微言』、薛文清『讀書錄』、林子全書、盧未人『講述』、王納諫、林次崖、唐士雅、程復心、陳北溪、吳臨川、胡雲峰、真西山などである。∴。要するに明代四書學にもとづいた四書集註の學習書である。⁴

『四書集註俚諺鈔』に『四書大全』の諸註や蔡清『四書蒙引』を始めとする明代四書學の著作が多く引用されていることを示し、その特徴を「明代四書學にもとづいた四書集註の學習書」と結論付ける。辻本氏の擧げる書目の他にも『闕里誌』を始めとする明代著作は多く引用される。しかし、擧げる人物は、眞徳秀などは宋代の人、許謙などは元代の人である。この他にも、明代には限定されず、『孔子家語』などの諸書も數多く引用される。その特徴を単に「明代四書學」としても良いのだろうか。

『四書集註俚諺鈔』に明代の著作は引用されるが、『正文大綱』では引用されないため、特徴的に見える。引用書に影響を受けたことは明白である。しかし、これら數多くの引用書目の原書を見たのだろうか。さらには、これらを引用したのは何故だろうか。この問題は別途検討する必要がある。

第二は對象讀者である。訓蒙書の對象讀者は多岐に渡り、對象によつて内容は大きく變化する。『四書集註俚諺鈔』の對象讀者への言及は二點存在する。

一點目は久保天随氏である。久保氏は「常に窮郷僻地の人、學に志あり、しかも良師友なきを憐れみ、爲に諸書の講義を著し、國字を用ゐて解説し、名づけて俚諺鈔といふ」とする。⁵僻地の人のために、講義を國字で解説したとするのだが、本書に類似する記述は存在しない。久保氏の根據は不明である。

二點目は辻本氏である。辻本氏は「自らが煩瑣な明代四書學の世界に直接には参加はできないレベルの學習者、たとえば地方在住の儒者や子ども相手の學塾指導者が想定されていたと思われる。もちろん自ら四書を講釋する儒者にも、實は大いに参考になったはずで

あることとする。⁽⁶⁾ 辻本氏はこのように論じるが『論語俚諺鈔』には「初學誤マルナカレトナリ」(論語序説)などの記述が見える。⁽⁷⁾ そのため、本書の對象讀者は廣く「初學者」として良いのではないか。ただし、初學者にも様々な初學者が存在する。この問題は後ほど検討したい。

三、『論語俚諺鈔』の構成について

『四書集註俚諺鈔』のうち『大學章句俚諺鈔』の構成は辻本氏が言及している。⁽⁸⁾ 經文や註釋への振り假名、引用漢文への訓點などは『四書集註俚諺鈔』に共通する。しかし、『四書集註俚諺鈔』の構成は同一ではない。『論語俚諺鈔』の構成は以下の七點に大別される。

- (1) 『論語』經文の引用。經文は『論語集註』所収のものを用いる。
 - (2) 「此章」などとして、當該章の大意が俚諺で示される。⁽⁹⁾
 - (3) 『正文大綱』をふまえた當該章の大意が俚諺で示される。⁽¹⁰⁾
 - (4) 當該章に關連する諸註が明代を中心として引用される。省略される場合もある。
 - (5) 註として『論語集註』の註釋部分が引用される。『論語』全篇を通して省略されることはない。
 - (6) 註の大意が漢字假名混じり文で示される。省略される場合もある。
 - (7) 註に關連する諸註が明代を中心として引用される。省略される場合もある。
- (1)から(7)において特徴的なのは明代を中心とする諸註の引用

が多いことである。『大學章句俚諺鈔』冒頭では四書の將來が論じられ、日本の儒者への言及も存在する。しかし、『論語俚諺鈔』では伊藤仁齋への言及が一条あるのみで、他に日本の『論語』註釋書への言及や引用はない。⁽¹¹⁾ 同時期の日本の四書學との關係は希薄である。

四、經文の大意について

次に『論語』經文の後に示される當該章の大意を検討したい。大意は概ね俚諺が用いられる。ここでは、一例のみ畫像と翻刻、以下は翻刻のみを示す。まずは「道不行」章である。

【畫像(一)】

○子曰道不行乘桴浮于海從我者其由與子路聞之
 喜子曰由也好勇過我無所取材與平聲材與裁同古
 字借用

此章夫子不忍忘天下ノ心ヲ見ス。首末ノ二句ヲ味ニ總テ是
 始終爲道倦倦ノ至意道ノ不行ニ因ル。故ニ此嘆ヲ發ス其由
 ガ從ハニ一ヲ欲シ由ガ裁スル一ナキヲ譏ル皆無聊ノ意ナリ

【翻刻】

此章夫子不^ル忍^ヒ忘^ス天^下ノ心ヲ見ス。首末ノ二句ヲ味ニ。總テ是始終爲^レ道倦倦ノ至意道ノ不行ニ因ル。故ニ此嘆ヲ發ス其由ガ從ハニ一ヲ欲シ。由ガ裁スル一ナキヲ譏ル。皆無聊ノ意ナリ。『論語俚諺鈔』公冶長、以下、『論語俚諺鈔』の引用は書名を略)

「此章」以下が大意である。大意によると、本章は孔子が中國を

忘れなかつたことを示しており、孔子の言葉は道が行われなかつたために發せられ、そこには無聊の意がある、となる。

『論語集註』に「無聊の意」などは見えない。引用は略したが『論語俚諺鈔』の引用諸註にも類するものはない。このように大意を示すのは初學者に大いに資するものであり、獨創的に見える。

しかし、これは吳筌『四書大全說約合參正解』（以下、『四書正解』と略）をふまえている。同書には元祿十年（一六九七）板行の和刻本が存在し、正徳五年（一七一五）板行の『論語俚諺鈔』には参考になり得た資料である。『四書正解』には「道不章全旨」として、次のようにいう。

【畫像（2）】

【道不章全旨】 此見夫子不忍忘天下之心味首末二句總是始終爲道倦倦至意因道之不行故發此嘆其欲申從已譏申無裁皆無聊之意也

子曰道不行乘桴浮于海從我者其由與子路聞之喜子曰由也好勇過我無所取材與平聲材與裁同古

【翻刻】

【道不章全旨】 此見夫子不忍忘天下之心味首末二句總是始終爲道倦倦至意因道之不行故發此嘆其欲申由從己譏申無裁皆無聊之意也（『四書正解』公治長）

僅かな異同を除き、中國を忘れなかつたこと、道が行われなかつたために發せられ、無聊の意は共通している。『論語俚諺鈔』は明らかに『四書正解』の大意をふまえ、それを俚諺にし、字句を

改め、平易にしている。ただし、『四書正解』では經文の前、『論語俚諺鈔』では經文の後と大意の位置は異なる。

ここでは、両書ともに『論語集註』をふまえない大意である。續いて『論語集註』との關係を「道千乘之國」章から検討したい。まずは『論語俚諺鈔』である。

此章ハ爲レ政者ノ身上ヨリ説テ。國ヲ治ムルノ肝要ヲ言。是レ本之意ナリ。是只心上アルニモアラズ。未政ヲ爲ニ説及サズ。但之ヲ心ニ本之ヲ政ニ達スルナリ。敬信節愛時ノ五件最要務ヲ係ルノミ（學而）

「道千乘之國」章には國を統治する要點が述べられており、これは「務本」の意とする。「務本」「五件」は『論語集註』をふまえることは明白である。本章の大意は『論語集註』をふまえて、自己の意を加えたようにも見える。『四書正解』には「千乘章全旨」として次のようにいう。

此治國之要務。本之意也不只是只在心上未及爲。政但本之中心而達之政者五件最係要務耳（『四書正解』學而）

「務本」「五件」などを始めとして、『論語俚諺鈔』は『四書正解』の大意をふまえたことは明確である。『四書正解』の大意において「道不行」章は『論語集註』と少しく異なる解釋であり、「道千乘之國」章は『論語集註』をふまえた解釋である。一方、『論語俚諺鈔』の大意では『論語集註』をふまえるか否かは問題ではなく、一貫して『四書正解』をふまえて、俚諺にしている。これらは『論語集註』への護教的な姿勢ではなく、明代の學術をふまえた態度といえよう。『四書正解』をふまえた『論語俚諺鈔』の大意は俚諺で示されて

いる。これは初學者にとつて、經文の理解に大きく資するものである。大意が『四書正解』をふまえたか否かは讀者にとつて問題ではないだろう。俚諺で示されたことが重要だったのである。つまり、大意そのものは獨創ではなく、初學者に向けて大意を俚諺で平易にして示したことが特徴である。

なお、『四書正解』では『大學正解』『中庸正解』『孟子正解』にも、それぞれ「某某全旨」として大意が示される。『四書集註俚諺鈔』では、『大學章句』『中庸章句』『孟子集註』には『四書正解』をふまえる大意は存在しない。『論語』のみに『四書正解』をふまえる大意が存在する理由は不明である。

五、引用諸註について

次に『論語俚諺鈔』の引用諸註を三點の註釋から検討したい。まずは「原思爲之宰。與之粟九百。辭」(雍也、子華使於齊章)である。『論語俚諺鈔』では俚諺の大意の後に次のようにいう。

▲燃犀解云「與」是夫子與「粟九百」宰祿之常數也「辭」非「全辭」乃辭「其多」。

【註】原思、孔子弟子名憲。孔子爲「魯司寇」一時以「思爲」宰。粟宰之祿也。九百不「言」其量「不」可「考」。

原思孔子「家語」卷九。七十二弟子解云原憲宋「人」字子思少「孔」子「三十六」歲。清静「守」節貧「而」樂「道」。孔子爲「魯司寇」原憲嘗爲「孔」子「宰」。孔子卒「後」原憲退隱「居」于「衛」。▲微云「一」曰魯「人」九百「孔安國」云「九百」斗。按朱「子」不「用」此「說」。○餘「ハ不」レ及「鈔」(雍也)

當該註釋には四點の註釋が引用されている。第一は陳祖綬『燃犀解』(『近聖居三刻參補四書燃犀解』)、第二は『孔子家語』、第三は鄧可權『四書徵』、第四は『論語集解』所引の孔安國說である。『燃犀解』『四書徵』を引用しており、明代四書學を含む諸註をふまえた解釋を行い、「按」以下で『論語集註』の說の検討を行う。ただし、末尾の「餘ハ不レ及鈔」は何かをふまえたことを示唆するように見える。

實際上に當該註釋は創見ではない。示唆されているように、熊谷立閑(？—一六九五)『鼈頭新增四書大全』(元祿元年・一六八八板行、以下『鼈頭大全』と略)をふまえている。『鼈頭大全』頭書部分には以下の記述が存在する。畫像と當該箇所を翻刻を示す。

【畫像(3)】

爲數者今文數爲度
 卷六十云云微云左傳晏
 子曰昭公齊舊四豆區
 釜四升爲豆各自其四
 以登於釜故十六升四區
 揚也左傳疏杜據儀
 禮今文故以度爲十六升
 子曰赤之適云云文林貫
 目云君子是識道的人
 原思爲之宰云云燃犀云
 與是夫子與粟九百宰祿
 之常數也辭非全辭乃辭
 其多

原思爲之宰與之粟九百辭
 原思孔子弟子名憲宋人孔子爲魯司寇時以思爲宰
 粟宰之祿也九百不其量不可考
 思爲邑宰

子曰母以與爾鄰里鄉黨
 邑宰

母禁止辭五家爲鄰二十五家爲里萬二千五百家
 爲鄉五百家爲黨黨常祿不當辭有餘自可推之以
 周貧之益鄰里鄉黨有相周之義程子曰天子之

【翻刻】

原思爲之宰云云燃犀云與是夫子與三粟九百宰祿之常數也辭
非全辭一乃辭二其多一

原思孔子云云家語云原憲宋一人字子思少孔子三十六歲○徵
云原憲字子思宋一人也一日魯一人

九百不言云云孔安國云九百九百年按朱子不用此說

『鼈頭大全』の頭書では『燃犀解』『孔子家語』『四書徵』『論語集解』所引の孔安國説の四點の註釋が引用されている。「按」以下の『論語集註』の説の検討を含め、合致するものが多い。『論語俚諺鈔』のみに存在するのは『孔子家語』『卷九。七十弟子解云』及び「清静守節貧而樂道。孔子爲魯司寇原憲嘗爲孔子宰。孔子卒後原憲退隱居于衛」であり、さらに『鼈頭大全』の孔安國説の「九百年」を「九百斗」に改めている。

『論語俚諺鈔』は『鼈頭大全』の頭書をふまえ、『孔子家語』の記述を加えたのであろう。『孔子家語』の卷數の明示と記述の追加は検討の余地はあるが實際に見たことを示すのではないか。

次に異説の多い「作者七人」章を検討する。『論語俚諺鈔』には次のようにいう。

王輔嗣。包氏。張橫渠。蘇子瞻。劉原父等ハ七人ノ數ヲ定メテ
云説アレハ不可用。闕疑可ナリ。(憲問)

「作者七人」には、王弼、包咸、張載、蘇軾、劉敞に『論語集註』と異なる解釋が存在する。これは用いるべきではなく、闕疑が良いとする。『論語集註』と異なる解釋として、俚諺で王弼以下を挙げるのは初學者への配慮であろう。しかし、人物の選擇は唐突に見える。これも『鼈頭大全』同箇所に次のようにいう。

章圖云、作者有三説。橫渠謂、羲・農・黃帝・禹・湯之制
法、非有述於人者。於作字若有情而遺文武亦不當
曰七人矣。王輔嗣・蘇子瞻、劉原父以爲、當屬逸民伯夷・
叔齊・虞仲・夷逸・朱張・柳下惠・少連。然不當兩
番重説且以隱逸之人爲作起亦未妥。包氏曰、長沮・桀
溺・晨門文一人・荷蕢・儀封人・楚狂接輿七人當之。以
上下章皆說隱辟、相合。然於作者二字、終説不通。此必
有闕文誤一字、惟付之闕疑可也。『鼈頭大全』憲問、原
文に句讀點無し)

『章圖』(程復心『四書章圖』)を引用し、「作者七人」について、張橫渠(張載)の説、王輔嗣(王弼)、蘇子瞻(蘇軾)、劉原父(劉敞)の説、包氏(包咸)の説を明示し、闕文・誤字のため闕疑が良いとする。

『論語俚諺鈔』と順序は異なるが、人物の選擇、結論の闕疑は一致する。つまり、『論語俚諺鈔』は『鼈頭大全』所引『章圖』を大きく節略し、俚諺にしたのである。

『論語俚諺鈔』の「作者七人」では異説を明示せず、存在のみを挙げる。この態度は『鼈頭大全』「賢賢易色章」に多くの説が見えることに對して、「賢賢易色。コノ句。異説繁多ナリ。取り用フベカラズ。只ダ朱註ニ從フベシ」(學而)とするのと同様であろう。このような『論語集註』に對する護教的な姿勢を示すことも存在する。これは初學者に異説を並べることは有意義ではないと判断したためであろう。

『論語集註』に對する姿勢として、『論語俚諺鈔』の「道千乘之國」章の「道治也」の註釋に次のようにいう。

蒙引云道治也。朱子小註云不レ言レ治而言レ道者蓋治者政教法令之謂爲レ治之事也。夫子此言者心也故曰道依レ此則不レ當レ解云二道治也。一且此處既以道爲レ從レ心然則道レ之以レ政此道字又如レ別蓋所レ引小註乃朱子未定之見。今日道治也、則道即治矣。不レ當レ異論。…。○蔡虛齋ガ蒙引ノ説ヲ見ル時ハ。道治也ノ註異論ヲナスベカラズ。大全ニ載タル朱子ノ小註ハ見未レ定時ノ説ナレバ不レ可レ從(學而)

『蒙引』(蔡清『四書蒙引』)を引用した後に、俚諺で逐語的に解説し、『論語集註』の「道治也」は異論をなすべきではなく、『四書大全』引用の朱註は「未定之見」のため、従うべきではないとする。⁽¹⁸⁾なお、ここに引用されている『蒙引』は現行本『四書蒙引』に見えず、『龍頭大全』に「蒙引云」と見える。『四書蒙引』からの引用ではなく、『龍頭大全』からの引用であろう。

ここまで検討したように、『論語俚諺鈔』は明代四書學をふまえたのではなく、引用諸註の殆どは『龍頭大全』をふまえている。『論語俚諺鈔』は明代四書學の影響を受けるが、これは『龍頭大全』をふまえたからである。附言すると、『龍頭大全』には、陸九淵、王守仁、羅近溪、李卓吾など朱子學の範疇には入らない人物の解釋も引用されている。従って、「明代朱子學」とは言い難く、明代を中心とする學術である。

『論語俚諺鈔』の引用諸註は、その殆どが『龍頭大全』を節略して、作成されている。しかし、これは讀者には問題ではなく、結果的に明代を中心とする學術の便覽的性格を持つに至っている。引用諸註は、『龍頭大全』そのものの引用と、それをふまえて、逐語的に俚諺で解釋するものとに分かれる。特に理解の容易な後者は『論語』

の理解に大きく資したことだろう。高山節也氏は『龍頭大全』を「童蒙幼學への配慮がなせる業」とする。⁽¹⁹⁾これに従えば『龍頭大全』の諸註の引用は初學者への一貫した態度である。

また『龍頭大全』には、種本となつた藤原惺窩『龍頭評註四書大全』が存在する。同書と『論語俚諺鈔』の引用諸註は一致しない。そのため、ここでは『論語俚諺鈔』の引用諸註は『龍頭大全』に遡れるということを描するに留める。

六、引用の諸圖について

『論語俚諺鈔』には圖の引用も存在する。引用諸註と同様にふまえるものがあるのだろうか。ここでは「圭諸侯命圭。聘問鄰國、則使大夫執以通信」(郷黨、朱註)から圖の引用を検討したい。

【畫像(4)】



リ通義金仁曰謂舉足前而踵則對地不取高步▲通義亦自雲曰天ノ下ノ其諸侯必有圭璧命之辨其等數爲國之瑞信凡諸侯朝王執之以合符使使者聘問他國則亦執之以表信

『通義』(倪士毅『重訂四書輯釋通義大成』)所引の金履祥、許謙の説を引用する。これに加えて、「圭璧之圖」として、矩圭、信圭、躬圭、及び、穀璧、蒲璧の五圖が示される。

理解の容易ではない文物に圖を示すのは初學者への配慮であろう。この圖も引用諸註と同様に『龍頭大全』をふまえることが存在する。次に引用するのは同一箇所の『龍頭大全』頭書である。

【畫像 (5)】



『通義』所引の許謙、また、畫像は略したが、『通義』所引の金履祥の説を引用する。さらに、「圭璧之圖」として、桓圭、信圭、躬圭、及び、穀璧、蒲璧の五圖を掲載している。これまで検討した『論語俚諺鈔』と『鼈頭大全』との関係からすると同圖と考えられよう。『論語俚諺鈔』において圖の最も多い郷黨篇には以下の十一圖が見える。ここでは『鼈頭大全』と同圖と考えられるものに二重線を附した。

- (1) 爲君擯相圖
 - (2) 公門棖闈圖
 - (3) 次辰制之圖
 - (4) 圭璧之圖
 - (5) 佩玉之圖
 - (6) 事佩圖
 - (7) 帷裳圖
 - (8) 非帷圖
 - (9) 深衣前圖
 - (10) 深衣後圖
 - (11) 朝紳圖
- 郷黨篇の三圖を除く、八圖は共通しており、多くは『鼈頭大全』をふまえている。しかし、郷黨篇以外は事情が異なる。郷黨篇以外の圖を篇ごとに示し、さらに『鼈頭大全』に見えない圖には二重線を

を附した。

- (1) 論語序說 俎豆の圖
 - (2) 爲政 北辰圖 轅の圖
 - (3) 八佾 樂舞圖、簠、簋、籩、豆、壘、爵の六圖、五祀輿設之圖、候圖、坩圖、木鐸圖
 - (4) 衛靈公 冕圖
- 四圖は共通するが『鼈頭大全』に見えない五圖も存在する。郷黨篇の不一致の三圖を含め、その殆どが一致する引用諸註とは異なる。『鼈頭大全』以外の引用諸圖の問題を「樂舞圖」(八佾) から検討したい。

【畫像 (6)】



「樂舞圖」には「此圖闕里誌卷一出之」とあり、これに従えば、『闕里誌』をふまえた圖である。「樂舞圖」以外の四圖に附された註釋は以下の通りである。

闕里誌二載ス。今示之。(論語序說、俎豆の圖)

此六八皆器名圖ヲ以テ見ルベシ。詩經大全首卷。闕里誌卷一出。(八佾、簠、簋、籩、豆、壘、爵の六圖)

詩經大全首卷出之。(八佾、候圖)

此圖闕里誌卷一^ノ出^レ之^ヲ(八併、坵圖)

『闕里誌』及び『詩經大全』をふまえることが明示される。大意は『四書正解』、引用諸註は『鼈頭大全』をふまえていた。この傾向からすると、これらの圖も孫引きを否定できないが、論語序説の俎豆の圖を除き、巻数までも明示しているため、郷黨篇以外の圖は『闕里誌』『詩經大全』から引用であろう。しかし、疑問として残るのは郷黨篇「爲君擯相圖」「公門棖闈圖」「次辰制之圖」である。この三圖は出處不明であるため、独自の圖の可能性も否定できない。

『論語俚諺鈔』の引用諸圖は『鼈頭大全』のみならず、『闕里誌』『詩經大全』をふまえており、それ以外にも出處不明の圖も存在する。當然ながら圖を用いた經書解釋は『論語俚諺鈔』以前から行われている。理解の容易ではない文物の圖示は初學者の理解を助ける、いかなれば「訓蒙的」な特徴である。

ただし、郷黨篇こそ十一の圖が用いられるが、それ以外では論語序説に一圖、爲政篇に二圖、八佾篇に六圖、衛靈公篇に一圖と少數であり、積極的に用いられているとは言いがたい。初學者に向け、圖を活用するならば、より多くの圖が必要であろう。あるいは『鼈頭大全』『闕里誌』『詩經大全』など實際に確認できた諸書での範囲のみをふまえて、『論語俚諺鈔』に圖を附したのだろうか。

七、俚諺における初學者への配慮

ここまでは『論語俚諺鈔』の大意、引用諸註、引用諸圖に注目し、検討を行った。その結果、先行する著作をふまえ、それを初學者に向けて、平易にすることが明らかになった。これら以外にも初學者

に向けたものとしては經文や註釋への振り假名、送り假名も存在する。しかし、『論語俚諺鈔』の特徴としては經文や註釋に附される俚諺も重要である。以下に俚諺における初學者への配慮を三點ほど検討する。

(一) 字義等の説明

『論語集註』には「愚」から始まる註釋が多く存在する。『論語俚諺鈔』では「愚」の初出の「愚謂、及人而樂者、順而易。……」に次のようにいう。

愚謂トハ。朱文公自己ヲ謙退シテ。愚ト云ヘリ。他人ニ我善ナルヲ傳ヘ及ボシテ樂ムトハ。理ニ於テ順ニシテ易シ。……(學而、學而時習之章)

「愚」以下を解釋する前に「愚」を朱熹が自己を謙遜した表現とする。「愚」を解釋し、「及人而樂者」以下の註釋の解釋に進む。「愚」が朱熹の一人稱であることは、ある程度の學習した讀者には不要である。このような不要にも思える解釋を丁寧^ニに讀者に示すのは初學者への配慮であろう。

學而篇では「學而時習之章」の他に「愚」は以下の四条に見える。その全てを以下に挙げる。

愚トハ。朱子自己ヲ謙退シテ云ヘリ。……(學而、道千乘之國章)

愚トハ朱一^ノ文一^ノ公謙退シテ云ヘリ。……(學而、弟子入則孝章)

愚謂トハ。朱一^ノ文一^ノ公謙退シテ云ヘル詞。……(學而、禮之用和爲貴章)

愚按此トハ。愚ハ朱一^ノ文一^ノ公謙退シテ云ヘリ。……(學而、始可與言詩已矣章)

愚按此トハ。愚ハ朱一^ノ文一^ノ公謙退シテ云ヘリ。……(學而、始可與言詩已矣章)

異同は存在するが「愚」の見える全ての註釋において、朱熹が自己を謙遜した表現と解釋している。つまり、「愚」の解釋は初出時だけではなく、その後も繰り返されている。これは學而篇に顯著であるが以降の篇にも見える。初出時だけでも初學者への配慮であり、更に繰り返されていることも特徴であろう。

註釋を解釋する前に別の説明を行うのは「愚」のみではない。「樂音洛」に次のようにいう。

〔樂〕ハ。ガクノ音ハ音樂。ガウノ音子ガフノ時。ラクノ音タノシムト訓ズ。。(學而、學而時習之章)

「樂音洛」の解釋において、「樂」の「ガク」「ラク」「ゴウ」の三種の音、及び、その意味を示す。ここでは樂の音の洛のみではなく、樂の音を一括して説明している。「樂音洛」の解釋だけであれば、當該箇所とは異なる「ガク」「ゴウ」を示すのは不要であろう。これは特殊ではなく、他の意味を併せて示すことは多く用いられる。これも「愚」の場合と同様に初學者への配慮である。

さらに「○程子曰、樂由說而後得。非樂不足以語君子」には次のようにいう。

凡ソ○ヲ加ヘテ隔ヲナシ玉フハ。本章正意ノ外ノ餘意ヲ。推尋テ說ガ故ナリ。(學而、學而時習之章)

「程子曰」以下を解釋する前に「○」を説明する。これに従えば、「○」によって「程子曰以下」を本註と隔てているのは、本章の余意を説明し、理解に資するためである。ここでは、註釋に見える語のみならず、記号も説明することが見える。これまで挙げた「愚」「樂」「○」は、あくまで一例である。この様な註釋を解釋する前の説明は初出時に附されるため、學而篇に多く見える。

繰り返しになるが、これらは、ある程度の學習をした讀者には不要である。前述したように『論語俚諺鈔』の對象讀者は初學者である。このような解釋を俚諺で平易に示しているのは初學者のなかでも低水準の初學者を對象讀者に含むのであろう。

(2) 葉數の明示

引用諸註や引用諸圖の検討において言及したが『論語俚諺鈔』には卷數の明示も存在する。これは『闕里誌』『詩經大全』『大明一統志』『性理大全』『五雜俎』などの明代の著作の他に『孔子家語』にも見える。

卷數の明示も初學者に向けた配慮と考えられるが、恐らくは實際に見たものに限定されているため、徹底されていない。また、『龍頭大全』も稀ではあるが卷數を明示しているため、その影響も否定できない。

これら卷數の明示と類似する態度として、葉數の明示が存在する。『論語俚諺鈔』では「程子曰、習重習也。…」に次のようにいう。

此程子ハ伊川先生ナリ。本傳ハ宋史卷四百二十七列傳第三百八十一六道學傳第一(自二十葉至三十五葉)ニ載ス。朱子先ニハ。明道ト伊川トヲ分テリ。後ニ其學甲乙ナク。其說同ジキヲ以テ變ニ分別セズ。總テ程子ト稱ス。後做レ之。(學而、學而時習之章、括弧内は雙行註。以下同じ)

『論語集註』の「程子」は伊川先生を指し、その傳は『宋史』道學傳にあり、その箇所を「自二十葉至三十五葉至」と葉數を明示する。續けて、論語序説には明道と伊川との別があるが學而篇以降は一括して「程子」と稱する理由を示している。

『龍頭大全』の同箇所には「程子曰伊川先生也。本傳詳見『宋史』百八十六道學傳並宋史新編伊洛淵源錄言行録等」とある。『論語俚諺鈔』には引用されていないが、これをふまえて、傳は『宋史』道學傳にあることを明示したのだろう。ただし、ここで示されている葉數は『龍頭大全』には見えないため、『論語俚諺鈔』独自のものである。葉數の明示が多いのは以下に示す『二程全書』である。

二程全書卷二十(二十葉) 伊川先生遺書二之掲載ス。…。(論語序說)

是ハ二程全書卷三十四外書(第二葉)ニ出ズ。…。(學而、學而時習之章)

明道先生ノ語ニシテ二程全書卷三十四(三葉)載之。…。(爲政、子曰視其所以章)

此程子語二程全書卷五(四葉左出)云。…。(八佾、三家者以雍徹章)

これらの葉數の明示は『二程全書』を實際に見たことを示すというよりも、それに加えて初學者が出處の理解を容易にするために示したのではないか。ここで問題となるのは依據した『二程全書』の存在であろう。『論語俚諺鈔』に次のようにいう。

愚按ズルニ學者以下ハ伊川ノ語ニシテ。明朝嘉興ノ徐必達所ニ校正。二程全書卷二ニ載テ。遺書ニ先生語第二上(第十七葉)ニ出セリ。(爲政、攻乎異端章)

浙江嘉興の徐必達の校正・合刻した『二程全書』(萬曆三十四年・一六〇六板行)を用いたこと、及び、その葉數を明示する。ここで依據した『二程全書』を示すのは、これまでと同様に初學者に向けた配慮であろう。

ここに挙げた『二程全書』に限定しても「コノ問答、二程全書卷一九二見エタリ」(學而、有子孝弟章)とするように、卷數の明示のみも存在しており、徹底はされていない。しかし、卷數のみならず、葉數を明示することは讀者によつては不要である。これも出處の理解を容易するための初學者に向けた配慮であろう。

(3) 日本に引當する解釋

『論語俚諺鈔』では經文や註釋に對して、俚諺を用い、日本に引當する解釋を行う。これは日本の事例を用いて、その意味を平易に示す解釋手法である。この解釋手法は孔子の誕生した「魯襄公二十二年」の日本における年代の比定などにも用いられる。

ここでは日本に引當する解釋を確認したい。『論語俚諺鈔』では「趙伯循曰、禘王者之大祭也。王者既立始祖之廟、又推始祖所自出之帝、祀之於始祖之廟、而以始祖配之也」に次のようにいう。

禘王者之トハ。禘ノ祭ト云ハ王者ノ廣大ナル祭ナリ。故ニ禮記大傳篇ニ不レ王不レ禘トアリ。王者既ニ始祖ノ廟ヲ立(王者ハ七廟ヲ建。其第一番ヲ始祖ノ廟ト云フ。譬ヘハ御當代ニ東照權現ヲ始祖トナサル、ガ如シ。又推始祖所自出之帝トハ得レ姓受レ命之始ヲ云(所自出之帝トハ譬ハ御當代ニ新田義貞公ヲ祭ラセル、如シ。(八佾、禘自既灌而往者章)

『論語集注』所引の趙伯循の説を平易な俚諺によつて解説している。禘を王者の大祭とし、その上で王者は始祖の廟を立てることを挙げ、貞齋の現代では「始祖之廟」を「東照權現ヲ始祖トナサル、ガ如シ」とし、「所自出之帝」を「新田義貞公ヲ祭ラセルル如シ」とする。

ここでは平易な俚諺に加えて、註釋の解釋に東照權現、新田義貞を用い、日本に引當している。經文や註釋に即して、「始祖之廟」「所自出之帝」の解釋は魯國の事例を示しても良いはずである。しかし、『論語俚諺鈔』では「始祖之廟」に東照權現、「所自出之帝」に新田義貞と、それぞれ日本に引當し、解釋している。

これらの解釋は初學者のために平易な俚諺にし、逐語的に解説するなかで用いられている。ここに「譬」とあるように、難解と考えられる箇所を比喻によって、平易にするために日本に引當したのだろう。この他にも神道の潔齋や能の曲種に言及する解釋も存在する。

御當代、本朝、日本などの語を用いる引當の他に「俗に云ふ」も存在する。經書解釋において「俗」を用いるのは『論語俚諺鈔』の創見ではない。それらをふまえるのであろうが多く用いられる。例えば、『論語俚諺鈔』では「程子曰、今人不會讀書。如讀論語、未讀時、是此等人、讀了後、又只是此等人。便是不會讀」に次のようにいう。

今世ノ人書ヲ讀様ヲ會得セズ。如キニ讀ニ論語一。未ダレ讀時モ。是此等ノ人。讀了テ後モ又只是此等ノ人ゾナレバ。便是不會讀ト云フ者ナリ。ト同前ニシテ。俗ニ云フ論語讀ノ論語不讀ト云フ者ナリ。…

(論語序說)

程子の發言を訓讀に近い俚諺にしている。ここでは俚諺の末尾に「俗ニ云フ」と諺を引用して、程子の發言の理解を容易にしている。日本の諺を引用することも日本に引當する解釋であろう。諺を引用し、その内容を讀者に平易に示すのである。

『論語俚諺鈔』の俚諺には「俗」を用いた解釋が多く見える。以下に論語序說、學而篇の例を挙げる。

俗ニ借家ヲ借シテ正屋ヲ取ラルト云フニ同ジカラントナリ。(論語序說)

俗ニ地盤或ハ土臺ト云フニ同ジ。(學而、篇題)

俗ニ云フ人品人柄ニ同ジ。(學而、有子孝弟章)

俗ニ云フ去リ乍ラト同ジ。(學而、有子孝弟章)

俗語ノ近比殘念千萬ト云フニ同ジ。(學而、曾子三省章)

果トハ俗ニ決定シテト云フニ同ジ。(學而、道千乘之國章)

ここに挙げたように「俗」を用いた解釋は諺を示すものと語の意味を示すものとに大別される。これは、どちらも日本に引當する解釋である。ここでは論語序說と學而篇との例を挙げたが以降の篇でも多く用いられる。

「俗云」という解釋手法は先行する註釋書にも見える。そのため、創見とは言い難いが、これらを多数用いることで解釋を平易にしたことが特徴である。これら廣く日本に引當する解釋は初學者への配慮であり、江戸期の訓蒙を考える上でも重要であろう。

小結

本稿は『論語』訓蒙書研究の端緒として、毛利貞齋『論語俚諺鈔』と引用諸註との關係を検討した。以下、本稿で明らかになった點を確認したい。

第一は經文の大意である。大意は經文の理解に大いに資するものだが、『四書正解』をふまえている。これは問題ではない。初學者に向けて大意を俚諺にして示したことが特徴である。

第二は引用諸註である。引用諸註は主として明代の著作である。

これにより、本書は明代四書學の便覽的ともいえる性質を持つている。しかし、殆どの引用諸註は『鼈頭大全』所引の諸註をふまえている。これも初學者にとつては問題ではなく、明代を始めとする學術の理解に資するように見ることが重要だろう。

第三は引用諸圖である。圖は引用諸註とは異なり、『闕里誌』『詩經大全』など『鼈頭大全』以外からも引用されている。圖は初學者の理解を助ける。しかし、圖をふまえた解釋は重視されているとは言い難く、數は多くない。その上、殆どが既存の圖からの引用である。實際に確認できた諸書のみで圖を附したとも考えられる。

この他に、俚諺における初學者への配慮を、字義等の説明、葉數の明示、日本に引當する解釋の三點から確認した。俚諺では學而篇に見える「愚」を全て説明し、『二程全書』などは葉數を明示し、難解な箇所は日本に引當していた。これらは全て解釋を平易にするものであり、ある程度の學習をした讀者には不要である。しかし、初學者には資するものであり、これも本書の特徴であろう。このような手厚い初學者への配慮から考えるに、對象讀者は初學者のなかでも低水準の初學者も含むのではないか。

『論語俚諺鈔』は「明代四書學にもとづいた四書集註の學習書」と論じられる。確かに明代の學術の引用は多い。しかし、本稿で明らかになったように、大意は『四書正解』引用諸註は『鼈頭大全』引用諸圖は『鼈頭大全』『闕里誌』『詩經大全』をふまえている。これら先行する諸書をふまえ、さらに、俚諺を用い、初學者に向けて平易にしたことが本書の特徴である。つまり、重要なのは明代を中心とする引用諸註と俚諺との融合である。このため、本書は長く讀まれたのだろう。

本稿では『論語俚諺鈔』と引用諸註との關係を中心に検討した。そのため、俚諺については部分的な特徴を擧げるに留まった。他の『論語』訓蒙書との比較など、さらなる検討が必要である。

また『論語俚諺鈔』の江戸期『論語』訓蒙書における位置付けなどにも言及できなかった。全て今後の課題としたい。

注

- (1) 『重改論語集註俚諺鈔』には、□で囲むもの、▲や○を附せられたもの、熟語であることを示す豎点などが用いられる。やや統一されていないが、本稿では底文通りの表記をして、引用した。
- (2) 南山道人『諸家人物誌』は家藏の寛政十二年(一八〇〇)板行本を用いた。
- (3) 滝本誠一編『日本經濟叢書』卷一(日本經濟叢書刊行會、一九一五)所収。
- (4) 辻本雅史氏『思想と教育のメディア史—近世日本の知の傳達』第8章 八 儒學の普及—和刻本と學習書(ペリカン社、二〇一一)二〇二、二〇三頁参照。
- (5) 久保天随校『漢文叢書』第一冊(博文館、一九一三)「解題」十八、十九頁参照。
- (6) 辻本氏前掲書二〇三頁参照。
- (7) 『論語俚諺鈔』論語序説の「魯世家以此以上、皆爲十二年事」に「…此ヨリ以上ノ事ヲ以テ、皆定公十一年ノ事トス。司馬遷一人ノ筆ニシテ、孔子世家ニ所記トハ、相違アリ。初學誤マルナカレトナリ」とある。
- (8) 辻本氏(注4)前掲書二〇二頁参照。
- (9) 「大全ニ説苑ヲ引イテ、記セルヲ俚諺ス」(八俣、管仲之器小哉章)

などの記述がある。當該箇所に従えば『論語俚諺鈔』では漢字假名交じり文を「俚諺」と稱している。

- (10) 『正文大綱』では「門人記ス。夫子常ニ言テ。教レ人コト不レ止、性情ヲ理ニ有レ詩道一政事ノ爲ニハ。有レ書、節文ヲ謹ニハ。有レ禮、如此等」、皆日用親切肝要ノ書ナレバ。夫子常ニ言テ不レ廢置、建レ教ハ、肝要の示シナリ」(述而、子所雅言章)とする。一方、『論語俚諺鈔』では「門人記セリ。夫子雅ニ言テ。教レ人玉フニ。性情ヲ理ルニハ。有レ詩道。政事ノ爲ニハ有レ書、節文ヲ謹ムニハ、有レ禮。如此等」ハ皆日用親切肝要ニシテ夫子雅ニ言テ不レ廢置者ナリ。然レバ夫子教ヲ建立シ玉フ親切ニシテ、肝要の示シナリト可云(同前)とある。概して『正文大綱』をさらに平易にした大意である。

- (11) 「蓋シ一部ノ小論語ト云フト。誠ナルカナ。伊氏ノ評」(學而、學而時習之章)ここに示した伊藤仁齋への一条以外に日本の『論語』註釋書への言及や引用はない問題は別途検討する必要がある。

- (12) 『論語集註』公治長「桴、筏也。程子曰、浮海之歎、傷天下之無賢君也。子路勇於義。故謂其能從己。皆假設之言耳。子路以爲實然。而喜夫子之與己。故夫子美其勇、而譏其不能裁度事理以適於義也」なお、『論語集註』は點校本『四書章句集註』所収『論語集註』(新編諸子集成第一輯、中華書局、一九八三)を用いた。

- (13) 吳筌『四書大全說約合參正解』は家藏の元祿十年(一六九七)板行の和刻本を用いた。

- (14) 『論語集註』學而「言治國之要、在五者。亦務本之意也」

- (15) 『龍頭大全』は大江文城氏『本邦四書訓点并に注解の史的硏究』(關書院、一九三五)、「第三章 四書大全の龍頭 第二 龍頭評注本并に新增本」一五二頁から一六六頁に詳しい。この他にも、高山節也氏「和刻漢籍龍頭本について―その特質と沿革」(『日本漢文學硏究』第三號、二〇〇八)一六二から一六四頁にも言及がある。

- (16) 熊谷立開『龍頭新增四書大全』は家藏の元祿元年(一六八八)板行の和刻本を用いた。

- (17) この他には、「愚按ズルニ。本文異說繁多ナリ。今用ヒズ。故ニ記錄セズ」(八佾、子入大廟章)、「束脩ノ字。異說繁多ナリ。然レドモ愚ハ取り用ヒズ」(述而、自行束修以上章)など。

- (18) 『四書大全』學而時習之章「朱子曰、道者、治之理也。以爲政之心言也。曷爲不言治。曰治者、政教法令之爲治之事也。夫子此言者、心也。非事也」参照。

- (19) 高山氏注(15) 前掲論文参照。

- (20) 「朱文公謙退ノ辭」(述而、加我數年章)「朱文公謙退シテ愚ト云ヘリ」(子罕、子在川上章)など。

- (21) 「興者疑辭ト云」。與ノ字ヲ用ルニ數多ノ義アルガ故ナリ。此一宇ハ必ズ疑惑スル辭ノ末カ。或ハ嘆息。嘆美ノ訖カ。又ハ事理説キ了リテノ後ニ用ル差別アリ。又通ジテ數字ヲ用ルモ例同ジ」(學而、其爲人也孝弟章)

- (22) 葉數の明示は『二程全書』以外にも存在する。「荀子卷三非相篇(初葉)載之」(公治長、令伊子文三仕章)、「宋王達蠡海集云(十六葉)」「子罕、子疾病章」、「琅那代醉編卷ノ十一ニ(六葉ノ右) 詳ニ評アリ」(憲問、管仲非仁者與章)など。

- (23) 「本朝ニテハ一人ノ皇第二主綏靖天皇三十一年ニ相當ル。(此時未レ有ニ年號ニ天子諸侯共ニ。即位ノ歳ヨリ。何年ト數ユ。本朝ニ於テモ同ジ)」(論語序說、以魯襄公二十二年、庚戌之歳条)

- (24) 「是レ日本ノ神道ハ、内清淨、外清淨ト云フ」(學而、學而時習之章)、「日本ノ高砂清經田村等ノ能ノ如シ」(八佾、子謂韶章)を参照。

- (25) 「俗ニ犬死ト云フト同ジ」(泰伯、篤信好學章)、「俗ニ家老ト云フニ同ジ」(子路、爲季氏宰問政章)など各篇の俚諺に多く見える。